

4月9日(日)は 栃木県議会議員選挙の 投票日です

投票時間 午前7時～午後6時



投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	那須町ゆうゆうセンター	第11投票区	逃室地区集会施設
第2投票区	黒田原小学校体育館	第12投票区	夕狩集会所
第3投票区	田中地区コミュニティセンター	第13投票区	成沢地区集落センター
第4投票区	那須町農村婦人の家	第14投票区	芦野基幹集落センター
第5投票区	田代友愛小学校体育館	第15投票区	寄居集落センター
第6投票区	横沢公民館	第16投票区	富岡集落センター
第7投票区	高原公民館(湯本支所)	第17投票区	伊王野基幹集落センター
第8投票区	那須高原小学校体育館	第18投票区	蓑沢生活改善センター
第9投票区	旧大沢小学校体育館	第19投票区	稲沢地区集落センター
第10投票区	大島地区コミュニティセンター		

▼投票できる方

○平成17年4月10日以前に生まれた方
○令和4年12月30日以前に町に住
民登録があり、引き続き3カ月
以上那須町に住民登録をしてい
る方

▼当日投票所

上の表の19カ所が
当日の投票所です。入場券に表示
された投票所で投票してください。

期日前投票

4月1日(土)～4月8日(土)

投票日に仕事や旅行などで投票
に行けない場合には、期日前投票
ができます。

▼期日前投票所・投票時間

○役場本庁町民ホール
午前8時30分～午後8時
○高原公民館(湯本支所) 会議室
午前9時～午後6時

※期日前投票所によって投票時間
が異なりますのでご注意ください。

【入場券をお持ちください】

入場券は告示日(3月31日)以
降に郵送する予定です。期日前投
票をするときは、裏面が宣誓書に
なっていますので、あらかじめ記
入してお持ちください。



不在者投票

▼滞在地での不在者投票

仕事や旅行などで他市町村に滞
在する方は、滞在地の選挙管理委
員会で不在者投票ができます。

▼指定病院等での不在者投票

病院や介護施設(都道府県選挙
管理委員会指定施設)などに入院
入所されている方は、その病院、
施設等で不在者投票ができます。
病院または施設の担当者にお問
い合わせください。

▼郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者
手帳をお持ちの方もしくは介護保
険被保険者証の要介護状態区分が
「要介護5」の方で、郵便等投票
証明書の交付を受けている方は、
郵便等での不在者投票ができます。
※不在者投票は手続きに日数を要
しますのでお早めに請求またはお
問い合わせください。

選挙公報

選挙公報は、4月5日以降に新
聞折込で配布します。また、役場
本庁、各支所、図書館、文化セン
ター等の町施設に配置するほか、
町ホームページにも掲載します。新
聞を購読していない世帯で郵送で
の配布を希望する場合は、選挙管
理委員会事務局にご連絡ください。

最近転入した方へ

最近、他の市区町村から那須町
へ転入された方は次のことにご注
意ください。

▼那須町で投票できる方

上記の投票できる方をご確認く
ださい。

▼旧住所地で投票できる方

令和4年12月31日以降に栃木県
内の他の市町から那須町に転入届
をされた方は、一般的には、旧住
所地の市町で、その市町の属する
選挙区の栃木県議会議員選挙の投
票をすることができます。

ただし、これに該当する方は、
那須町長が発行する「引き続き栃
木県の区域内に住所を有する旨の
証明書(無料)」を、あらかじめ
住民生活課で受け取り、旧住所地
の投票所の受付で提示するほか、
「引き続き県内に住所を有するこ
との確認」を受けなければ、投票
することはできません。期日前投
票や不在者投票を行う場合にも、
この手続きが必要になります。

▼投票できない方

令和4年12月31日以降に栃木県
外の市区町村から那須町に転入さ
れた方は、今回の栃木県議会議員
選挙のほか、旧住所地の道府県議
会議員選挙についても投票するこ
とはできません。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局

☎ 6927

タウンページ

子育て、
ほけん、
たより

生涯学習、
たより

図書館、
たより

Town Information

カメラ、
スケッチ

みんなの
広場

無料相談会、
消費の豆知識

カレンダー